

板橋区立学校学習支援ボランティア保険取扱い要領

平成 26 年 2 月 27 日教育委員会事務局次長決定

(目 的)

第 1 条 この要領は、板橋区立学校学習支援ボランティア保険取扱い要綱（平成 26 年 2 月 24 日教育長決定。以下、「要綱」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づきボランティア保険の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要領で使用する用語の意義は、要綱の例による。

(保険期間)

第 3 条 要綱第 8 条の始期以降に要綱第 5 条第 1 項に規定する申請がなされ、教育長がそれを承認し、保険会社がこれを受けつけた場合の保険期間は、当該受付日の午後 4 時に始まり要綱第 8 条の終期の日時に終わるものとする。

(補償内容)

第 4 条 要綱第 9 条第 1 項に規定する損害賠償責任事故の補償内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 損賠賠償金 被害者に対する治療費、入院費、通院交通費、入院諸雑費、休業補償費、慰謝料、死亡による逸失利益、物件の修理費、その他の損害賠償金
- (2) 応急費用 事故発生後の損害の拡大防止又は軽減のため応急措置をするために支出した応急救助費、護送費等の費用
- (3) 争訟費用 保険会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解又は調停等に関する費用

(保険金額)

第 5 条 要綱第 10 条に規定にする保険金額は、1 回の事故についての支払額とし、保険期間中に何回の事故が発生したときでも補償するものとする。

(保険金の請求)

第 6 条 要綱第 12 条に規定する保険金の請求は、保険会社所定の保険金請求書に必要な書類を添付して被保険者において行うものとする。

(保険金の支払い)

第 7 条 保険会社は、原則として、保険金を被保険者の口座に振り込むものとし、被保険者に対しては、支払通知書を送付するとともに、区に対しては、その写しを送付するものとする。

付 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。